

第一百九十三回

参議院厚生労働委員会会議録第三号

(五六)

平成二十九年三月二十一日(火曜日)
午後一時開会

委員の異動

三月十五日

辞任

宮島

喜文君

補欠選任

二之湯

智君

補欠選任

宮島

喜文君

補欠選任

宮島

喜文君

國務大臣
副大臣厚生労働大臣
厚生労働副大臣政塩崎
恭久君橋本
岳君堀内
詔子君大臣政務官
厚生労働大臣政吉岡
成子君吉岡
成子君事務局側
常任委員会専門羽生田
俊君島村
大君そのだ修光君
高階恵美子君足立
信也君山本
香苗君

石井みどり君

小川
克巳君太田
房江君木村
義雄君

自見はなこ君

馬場
成志君藤井
基之君

三原じゅん子君

宮島
喜文君

○国務大臣(塩崎恭久君)　ただいま議題となりました。雇用保険法等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

○委員長(羽生田俊君)　雇用保険法等の一部を改正する法律案を議題といたします。政府から趣旨説明を聴取いたします。塩崎厚生労働大臣。

○委員長(羽生田俊君)　ただいま厚生労働委員会を開会いたしました。委員の異動について御報告いたします。

本日、谷合正明君が委員を辞任され、その補欠として石川博崇君が選任されました。

本日の会議に付した案件
○雇用保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院交付)

急速な少子高齢化が進展する中で、就業促進や雇用継続を通じた職業の安定を図り、誰もが安心して活躍できる環境の整備を進めることが我が国の重要な課題となっています。また、基本手当の給付日数を延長する等の暫定措置の期限が今年度末までとなっています。

こうした状況を踏まえ、雇用保険の失業等給付の拡充、失業等給付に係る保険料率の暫定的な引下げ、職業紹介事業等の適正な事業運営を確保するための措置の拡充、子育てと仕事が両立しやすい就業環境の整備等を行うこととし、この法律案を提出いたしました。

以下、この法律案の内容につきまして、その概要を御説明いたします。

第一に、雇用保険制度について、離職者の実情に応じた失業中のセーフティーネットの確保や労働者の職業能力の向上等に取り組むため、若い世代の基本手当の所定給付日数の拡充、教育訓練給付等の拡充を行うとともに、災害により離職した方等の給付日数の延長を可能とすることとしています。

また、平成二十九年度から平成三十一年度までの間、暫定的に、失業等給付の保険料率の引下げを行うとともに、失業等給付等の国庫負担について国庫が負担することとされている額の百分の十としています。

第二に、職業紹介等に係る制度について、その機能強化と求人情報等の適正化を図るため、ハローワーク等が労働関係法令違反の求人者等からの人を不受理とすることができる制度の強化、虚偽の求人申込みに係る罰則や募集情報等提供事業に係る指導監督権限の創設を行ふとともに、求人票等で明示した労働条件を変更しようとする場合等に変更内容等の明示義務を課すこととしている

第三に、育児休業制度について、男女共に働きながら子育てができる環境を整備するため、子が一歳六ヶ月に達するまで育児休業をしてもなお雇用の継続のために特に必要と認められる場合には、子が二歳に達するまで育児休業ができることとし、あわせて、育児休業給付の給付期間の延長を行うこととしています。

最後に、この法律案は、一部の規定を除き、平成二十九年四月一日から施行することとしています。

以上がこの法律案の趣旨でございます。

御審議の上、速やかに可決していただくことをお願いいたします。

○委員長(羽生田俊君)　以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時三分散会

三月十日本委員会に左の案件が付託された。

一、更なる患者負担増計画の中止に関する請願
(第五四九号)

一、国の責任での認可保育所等の整備、待機児童解消等に関する請願(第五五〇号)(第五五一号)(第五五二号)(第五五三号)(第五七〇号)

一、介護保険制度の見直しに関する請願(第五八八号)

一、国との責任での認可保育所等の整備、待機児童解消等に関する請願(第五九〇号)(第五九二号)(第五九三号)(第五九四号)(第五九五号)(第五九六号)(第五九七号)(第五九八号)(第五九九号)(第六〇〇号)(第六〇一号)(第六〇二号)(第六〇三号)

三月十七日本委員会に左の案件が付託された。

された災害（次号において「激甚災害」という。）の被害を受けたため誰識を余儀なく

請願者 長野県諏訪郡原村 清水敬子 外
三万八千七百十七名

紹介議員 田村 智子君
この請願の趣旨は、第五五〇号と同じである。

卷之三

等に關する請願
　請願者 京都市 中川真里亞 外三万八千
　紹介議員 山下 芳生君
七百十七名
この請願の趣旨は、第五五〇号と同じである。

第五九七号 平成一十九年一月二十八日受理
国の責任での認可保育所等の整備、待機児童解消

等に関する請願
青頬者 兵庫県豊岡市 柴田洋子 外三万

言願者吳鳳興豐同正興培淳正外三元八千七百十七名

紹介議員 大門実紀史君

高五山人詩 卷之三

第五九八号 平成二十九年二月二十八日受理
国の責任での認可保育所等の整備、待機児童解消

等に関する請願
請願者 静岡県藤枝市
長田三郎 外三万

譜牒考證
龍川縣志卷之三
八千七百十七名

紹介議員 武田 良介君
この請願の趣旨は、第五五〇号と同じである。

第五九九號 平成二十九年三月二十八日受理

第五十九号 五歲二月二日受取
國の責任での認可保育所等の整備、待機児童解消

等に関する請願

外三万八千七百十七名

紹介議員 辰巳孝太郎君

第六〇〇号 平成二十九年二月二十八日受理

第六回 三月二十一日 二年二月二日 五
国の責任での認可保育所等の整備、待機児童解消

等に関する請願
請願者 熊本市 宮川元子 外三万八千七

召今議員
二十七
總平昌
百十七名

紹介議員 佐比 聰二君
この請願の趣旨は、第五五〇号と同じである。

第六〇一号 平成一十九年一月二十八日受理
国の責任での認可保育所等の整備、待機児童解消

第七部 厚生労働委員会会議録第三号 平成

除く。)の役員であつた者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないもの

一項第一号中「第三号」を「第四号から第七号」に改める。

八 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員

第三十一条の十四中「第三号」を「第八号」に改める。
第三十三条第五項中「第三号」を「第四号から第七号まで」に改める。

過しない者（以下この条において「暴力団員等」という。）

二 健康保険法（大正十一年法律第七十号）に次の一号を加える。

第四条 職業安定法の一部を次のように改正する。

第四条第五項の第一項の「」を加える
この法律において「募集情報等提供」とは、
音動音の表記を行って、その結果として

発行者の募集を行う者若しくは募集受託者（第三十九条に規定する募集受託者をいう。以

下この項、第五条の三第一項及び第五条の四第一項において同じ。)の依頼を受け、当該署

集に関する情報を労働者となろうとする者に提供すること又は労働者となろうとする者の

依頼を受け、当該者に関する情報を労働者の募集を行う者は若しくは募集受託者に提供する

）とをいう。

等提供事業」を加える。

募集受託者をいう。」及び「次条において「公共職業安定所等」という。」を削り、同条第三

項中「前二項」を「前三項」に改め、同条第一項の次に次の二項を加える。

求人者、労働者の募集を行う者及び労働者供給を受けようとする者（供給される労働者

を雇用する場合に限る。)は、それぞれ、求人の申込みをした公共職業安定所、特定地方公

共団体若しくは職業紹介事業者の紹介による求職者、募集に応じて労働者になろうとする

者又は供給される労働者と労働契約を締結しようとする場合であつて、これらの者に対し

て第一項の規定により明示された従事すべき業務の内容及び賃金、労働時間その他の労働

八十六条（同法第八十三条の規定に係る部分に限る。）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者 第三十二条に次の二号を加える。

十二 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのある者 十一 暴力団員等がその事業活動を支配する

項の次に次の一項を加える。

求人者、労働者の募集を行う者及び労働者供給を受けようとする者（供給される労働者を雇用する場合に限る。）は、それぞれ、求人の申込みをした公共職業安定所、特定地方公共団体若しくは職業紹介事業者の紹介による求職者、募集に応じて労働者になろうとする者又は供給される労働者と労働契約を締結して第一項の規定により明示された従事すべき業務の内容及び賃金、労働時間その他の労働

第41条の見出しを「(募集内容の的確な表
示等)」に改め、同条中「行う者」の下に「(募集
受託者を含む。以下この項において同じ。)」を
加え、同条に後段として次のように加える。
この場合において、当該労働者の募集を行
う者が募集情報等提供事業を行う者をして労
働者の募集に関する情報を労働者となろうと
する者に提供させるとときは、当該募集情報等
提供事業を行う者に対し、必要な協力を求め
るように努めなければならない。

第四十二条に次の二項を加える。
募集情報等提供事業を行う者は、労働者の募集を行う者若しくは募集受託者又は労働者が的確に表示されたものとなるよう、当該依頼をした者に対し、必要な協力をを行うように努めなければならない。

第四十二条の二を第四十二条の三とし、第十四条の次に次の二条を加える。

(労働者の募集を行う者等の責務)

項において同じ。)に関する第三十二条の十六、第三项に規定する事項、特定地方公共団体又は職業紹介事業者の紹介により就職した者のうち雇用保険法第五十八条の規定による移転費の支給を受けたものの数その他」に改める。

第三十二条の十四中「統括管理させる」を「統括管理させ、及び従業者に対する職業紹介の適正な遂行に必要な教育を行わせる」に、「除く」を「除き、有料の職業紹介事業の管理を適正に行うに足りる能力を有する者として、厚生労働省令で定める基準に適合するものに限る」に改

第三十三條第四項中「額その他」の下に「と
あり、及び同条第三項中、手数料に關する事
項その他」と加える。
第三十三條の二第七項中「事業」と「の下に
同項中」を、「額その他」の下に「とあり、及
び同条第三項中、「手数料に關する事項その
他」を、「その他」との下に「、同項中「行
わなければ」とあるのは「行うように努めなけ
れば」とを加える。
第三十三條の三第一項の表に次のように加え

条件（以下この項において「従事すべき業務の内容等」という。）を変更する場合その他厚生労働省令で定める場合は、当該契約の相手方となるとする者に対し、当該変更する従事すべき業務の内容等その他厚生労働省令で定める事項を明示しなければならない。

第五条の四第一項中「公共職業安定所等」を「公共職業安定所、特定地方公共団体、職業紹介事業者及び求人者、労働者の募集を行う者及び労働募集受託者並びに労働者供給事業者及び労働

第三十二条の十六の見出しを「(事業報告等)」に改め、同条に次の一項を加える。
有料職業紹介事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該有料職業紹介事業者の紹介により就職した者の数、当該有料職業紹介事業者の紹介により就職した者(期間の定めのない労働契約を締結した者に限る。)のうち離職した者(解雇により離職した者その他厚生労働省令で定める者を除く。)の数、手

第四十二条の二 労働者の募集を行う者及び募集受託者並びに募集情報等提供事業を行ふ者は、労働者の適切な職業選択に資するため、

それぞれ、その業務の運営に当たつては、そ

の改善向上を図るために必要な措置を講ずる

ように努めなければならない。

第四十五条の次に次の二条を加える。

(労働者供給事業者の責務)

第四十五条の二 労働者供給事業者は、労働力の需要供給の適正かつ円滑な調整に資するため、当該事業の運営に当たつては、その改善向上を図るために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

第四十八条の二中「及び第四十二条」を「第四十二条、第四十二条の二及び第四十五条の二」に改め、「職業紹介事業者」の下に「求人者」を加え、「及び労働者供給事業者」を「、募集情報等提供事業を行う者、労働者供給事業者及び労働者供給を受けようとする者」に改める。

第四十八条の二中「職業紹介事業者」の下に「求人者」を加え、「及び労働者供給事業者」を「募集情報等提供事業を行う者、労働者供給事業者及び労働者供給を受けようとする者」に改める。

第四十八条の三の見出しを「(改善命令等)」に改め、同条に次の二項を加える。

厚生労働大臣は、求人者又は労働者供給を受けようとする者が、第五条の三第二項若しくは第三項の規定に違反して、法律に基づく処分の執行に違反して前条の規定による指導若しくは助言を受けたにもかかわらずなおこれららの規定に違反するおそれがあると認めるとときは、当該求人者又は労働者供給を受けようとする者に対し、第五条の三第二項又は第三項の規定の違反を是正するために必要な措置又はその違反を防止するために必要な措置を執るべきことを勧告することができる。

厚生労働大臣は、労働者の募集を行う者に対する第一項の規定による命令をした場合又は

前項の規定による勧告をした場合において、

当該命令又は勧告を受けた者がこれに従わなければ、その旨を公表することができない。

第四十八条の四第一項中「職業紹介事業者」の下に「、求人者」を加え、「又は労働者供給事業者」を「、労働者供給事業者又は労働者供給を受けようとする者」に改める。

第五十条第一項中「又は労働者の募集若しくは労働者供給事業を行う者」を「、求人者、労働者供給事業を行う者、募集受託者、労働者供給事業を行ふ者又は労働者供給を受けようとする者」に改め、同

条第二項中「又は労働者の募集若しくは労働者供給事業を行う者」を「、求人者、労働者供給事業を行う者、募集受託者、労働者供給事業を行ふ者又は労働者供給を受けようとする者」に改め。

第五十一条第一項中「有料職業紹介事業者及びその代理人、使用人その他の従業者は」を「職業紹介事業者、求人者、労働者供給事業を行う者、募集受託者、労働者供給事業を行ふ者又は労働者供給を受けようとする者」に改め。

第五十二条第一項中「又は労働者の募集若しくは労働者供給事業を行う者」を「、求人者、労働者供給事業を行う者、募集受託者、労働者供給事業を行ふ者又は労働者供給を受けようとする者」に改め。

第五十三条第一項中「又は労働者の募集若しくは労働者供給事業を行う者」を「、求人者、労働者供給事業を行う者、募集受託者、労働者供給事業を行ふ者又は労働者供給を受けようとする者」に改め。

第五十四条第一項中「又は労働者の募集若しくは労働者供給事業を行う者」を「、求人者、労働者供給事業を行う者、募集受託者、労働者供給事業を行ふ者又は労働者供給を受けようとする者」に改め。

第五十五条第一項中「又は労働者の募集若しくは労働者供給事業を行う者」を「、求人者、労働者供給事業を行う者、募集受託者、労働者供給事業を行ふ者又は労働者供給を受けようとする者」に改め。

第五十六条第一項中「又は労働者の募集若しくは労働者供給事業を行う者」を「、求人者、労働者供給事業を行う者、募集受託者、労働者供給事業を行ふ者又は労働者供給を受けようとする者」に改め。

第五十七条第一項中「又は労働者の募集若しくは労働者供給事業を行う者」を「、求人者、労働者供給事業を行う者、募集受託者、労働者供給事業を行ふ者又は労働者供給を受けようとする者」に改め。

第五十八条第一項中「又は労働者の募集若しくは労働者供給事業を行う者」を「、求人者、労働者供給事業を行う者、募集受託者、労働者供給事業を行ふ者又は労働者供給を受けようとする者」に改め。

第五十九条第一項中「又は労働者の募集若しくは労働者供給事業を行う者」を「、求人者、労働者供給事業を行う者、募集受託者、労働者供給事業を行ふ者又は労働者供給を受けようとする者」に改め。

第六十条第一項中「又は労働者の募集若しくは労働者供給事業を行う者」を「、求人者、労働者供給事業を行う者、募集受託者、労働者供給事業を行ふ者又は労働者供給を受けようとする者」に改め。

「及び募集情報等提供事業」を加える。

第六十五条第七号中「第四十八条の三」を「第四十八条の三第一項」に改め、同条第八号中「呈示して」を「提示して」に改め、同条第九号を同条第十号とし、同条第八号の次に次の二号を加える。

九 虚偽の条件を提示して、公共職業安定所を受けようとする者に改める。

九 又は職業紹介を行う者に求人の申込みを行つた者に改める。

かかる名称を有する者であるかを問わ

ず、法人に対し業務を執行する社員、取

締役、執行役又はこれらに準ずる者と同

等以上の支配力を有するものと認められ

る者を含む。第三十二条において同じ。)

のうちに暴力団員があるもの

ハ 暴力団員がその事業活動を支配する者

秘密を漏らした者

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定

定 公布の日

二 第二条中雇用保険法第十六条第一項及び第二項、第十七条第四項第一号及び第二号いか

ら二まで並びに第十八条第一項及び第三項の改正規定、同項を同条第四項とする改正規定、

同条第二項の次に一項を加える改正規定並びに第十九条第一項第一号及び第二項、第五十

六条の三第三項第一号並びに第三号口及び

ハ、第六十一条第一項第一号及び第七項、第

七十二条第一項並びに第八十条の改正規定並びに同法附則第十一条の一第三項の改正規定(第四号に掲げる部分を除く。) 平成二十九

年八月一日

三 第一条中雇用保険法第六十一条の四第一項の改正規定及び第七条(次号に掲げる規定を除く。)の規定並びに附則第十五条、第十六条規

定及び第二十三条から第二十五条までの規

定 平成二十九年十月一日

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第

五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七

十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十二条の二第一項の改正規定並びに同条第

三項の改正規定(「百分の五十」を「百分の八十を」に改める部分に限る。) 第四条の規

定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三

条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十

条の規定、附則第十三条中国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号) 第

十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条

第二項及び第十七条の規定 附則第十八条(次

号に掲げる規定を除く。)の規定、附則第十九条中高齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号) 第三十八条第三項の改正規定(「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。)、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号) 第三十一条の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十一条及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二条、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条(次号に掲げる規定を除く。)の規定 平成三十一年一月一日

五 第五条の規定並びに附則第十八条中青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和四十五年法律第九十八号) 第十一条の改正規定及び第三十三条の改正規定(「第五条の五」を「第五条の五一」に改める部分に限る。)、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律第三十条第一項の規定並びに附則第三十三条中外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成二十八年法律第八十九号) 第二十七条第二項の改正規定(「、第三十二条の十三」を「、第五条の五第一項第三号、第三十二条の十三」に改める部分に限る。) 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(基本手当の所定給付日数に関する経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の雇用保険法(次条及び附則第四条において「第一条改正後雇用保険法」と同様)において読み替えて適用する場合を含む。)の規定により基本手当の支給を受けること

ができる資格をいう。附則第三十一条において同じ。)に係る離職の日(以下この条及び附則第二項及び第十七条の規定 附則第十八条(次

三十一条において「離職日」という。)がこの法

律の施行の日(以下「施行日」という。)以後であ

る者について適用し、離職日が施行日前であ

る者に係る所定給付日数(雇用保険法第二十二

条第一項に規定する所定給付日数をいう。次条において同じ。)については、なお従前の例によ

る。

(個別延長給付及び地域延長給付に関する経過措置)

第三条 第一条改正後雇用保険法第二十四条の二及び附則第五条の規定は、所定給付日数に相当する日数分の基本手当の支給を受け終わった日が施行日以後である者について適用する。

2 所定給付日数に相当する日数分の基本手当の支給を受け終わった日が施行日前である者に係る第一条の規定による改正前の雇用保険法(以

下この項及び附則第三十一条において「第一条改正前雇用保険法」という。)附則第五条の規定による基本手当の支給(次項において「旧個別延長給付」という。)及び同条第四項の規定により読み替えて適用する第一条改正前雇用保険法

第二十八条の規定による同条第一項に規定する各延長給付に関する調整については、なお従前の例による。

3 第一項の規定にかかわらず、第一条の規定の施行の際現に旧個別延長給付を受けている者であつて、第一条改正後雇用保険法第二十四条の二第一項(第二号に限る。)に該当する者について

は、旧個別延長給付の支給を受け終わった日後、同条の規定による基本手当の支給(以下こ

の項において「新個別延長給付」という。)を行

うことができる。この場合において、新個別延

長給付に係る第一条改正後雇用保険法の規定(第十条の四及び第三十四条の規定を除く。)の適用については、旧個別延長給付の支給日数に相当する日数分の新個別延長給付をしたものとみなす。

(基本手当の支給を受けた場合の特例に関する経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の雇用保険法(次条及び附則第四条において「第一条改正後雇用保険法」と同様)において読み替えて適用する場合を含む。)の規定により基本手当の支給を受けること

ができる資格をいう。附則第三十一条において同じ。)に係る離職の日(以下この条及び附則第二項及び第十七条の規定 附則第十八条(次

第四条 第一条改正後雇用保険法附則第十条の規定は、雇用保険法第五十七条第一項第一号に規定する再離職(以下この条において単に「再離職」という。)の日が施行日以後である者につい

て適用し、再離職の日が施行日前である者に係る就業促進手当については、なお従前の例によ

る。

(返還命令等に関する経過措置)

第五条 第二条の規定による改正後の雇用保険法(次条において「第二条改正後雇用保険法」という。)第十条の四第二項の規定は、附則第一条

第四号に掲げる規定の施行の日(以下「第四号施行日」という。)以後に偽りの届出、報告又は証明をした者について適用し、第四号施行日前に偽りの届出、報告又は証明をした者について

は、なお従前の例による。

(移転費に関する経過措置)

第六条 第四条の規定による改正後の職業安定法(以下この条及び附則第十条及び第十四条第二項において「第四条改正後職業安定法」とい

う。)第四条第八項に規定する特定地方公共団体(以下この条及び附則第十条及び第十四条第二項において「第四条改正後職業安定法第十八条の二に規定する職業紹介事業者」とい

う。)第四条第八項に規定する特定地方公共団体(以下この条及び附則第十条及び第十四条第二項において「第四条改正後雇用保険法第五十八条の二に規定する職業紹介事業者」)により職業に就いた日が第四号施行日以後である場合について適用する。

(教育訓練給付金に関する経過措置)

第七条 第四号施行日前に第二条の規定による改正前の雇用保険法(次条において「第二条改正前雇用保険法」という。)第六十条の二第一項に規定する教育訓練給付金に該当する者に対する教育訓練を開始した同項各号のいずれ

かに該当する者に対する教育訓練給付金については、なお従前の例による。

(教育訓練支援給付金に関する経過措置)

第八条 第四号施行日前に第二条改正前雇用保険法附則第十二条の二第一項に規定する教育訓練

を開始した者に対する教育訓練支援給付金については、なお従前の例による。

第七部 厚生労働委員会議録第三号 平成二十九年三月二十一日 【参議院】

この請願の趣旨は、第七〇〇号と同じである。

紹介議員 又市 征治君

この請願の趣旨は、第七〇〇号と同じである。

第七〇四号 平成二十九年三月八日受理
安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交代制労働の改善に関する請願

請願者 福岡市 米倉寿一 外千四百六十名

紹介議員 野田 国義君

この請願の趣旨は、第七〇〇号と同じである。

第七一七号 平成二十九年三月九日受理
若い人も高齢者も安心できる年金を求めるに關する請願

請願者 東京都昭島市 角谷和子 外九百九十九名

紹介議員 伊波 洋一君

この請願の趣旨は、第六四七号と同じである。

第七一八号 平成二十九年三月九日受理
安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交代制労働の改善に関する請願

請願者 愛知県豊橋市 和田あやね 外三千九百九十九名

紹介議員 羽田雄一郎君

この請願の趣旨は、第七〇〇号と同じである。

第七一九号 平成二十九年三月九日受理
安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交代制労働の改善に関する請願

請願者 沖縄県うるま市 兼城和美 外五百六十九名

紹介議員 伊波 洋一君

この請願の趣旨は、第七〇〇号と同じである。

第七二〇号 平成二十九年三月九日受理
安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交代制労働の改善に関する請願

請願者 富山県滑川市 竹内勉 外八百九十九名

第七二一号 平成二十九年三月九日受理
安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交代制労働の改善に関する請願

請願者 青森県八戸市 角田憲治 外九百九十九名

紹介議員 田名部匡代君

この請願の趣旨は、第七〇〇号と同じである。

第七二四号 平成二十九年三月九日受理
安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交代制労働の改善に関する請願

請願者 岩手県盛岡市 渡辺剛 外千六百八十三名

紹介議員 木戸口英司君

この請願の趣旨は、第七〇〇号と同じである。

平成二十九年三月二十八日印刷

平成二十九年三月二十九日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

P